

6 農政第490-7号
令和6年8月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 萩原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)
地域名 (地域内農業集落名)	07 朝陽地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月29日(金) (打合せ(事後))

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体において高齢化が進み、後継者・担い手の不在に起因する遊休農地の増加が懸念される。
- ・北屋島の一部においては狭隘で接道が整備されていない等の条件不利な農地が多くあり、集約・集積化には農道の整備など条件整備が必要である。
- ・畔の草刈りや水管理などが行き届かない水田が多い。
- ・区域内において今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。
- ・兼業農家を中心とした経営形態であり、本格的な営農は定年後となる農家が大半であるが、定年延長により開始がさらに遅くなることが懸念される。
- ・市街化が急激に進み、防除等の作業を行うと苦情が寄せられるなど農業がしづらい環境になりつつある。
- ・気象条件の変化により、作物の生産が年々難しくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・施設野菜と水稻を主要作物とし、今後はさらに地球温暖化を見据えた品種や栽培方法の検討を行っていく。(暑さに強い品種の導入や露地栽培から施設栽培への転換等)
- ・集約が可能な農地については、できる限り地域内外の大規模農家等への集積を図る。
- ・担い手の減少により縮小が見込まれる果樹園については、新たな利活用方法として自給的農家及び家庭菜園を行う者による耕作を促進し、農地の管理を継続することで荒廃化を防ぐ。
- ・労働力不足を補完するため市農業公社による農作業受託事業を活用するほか、剪定・防除・草刈り等の作業の共同化、及び地域内の支援組織構築に向けた地区での研究・検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注:区域内の農用地等面積について、話合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、畠地については(株)平成農園やオハナファーム等の大規模農家が中心として担い、水田については実情に応じて担い手を選定するほか、入作を希望する認定農業者の受入れを促進することで対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

北屋島の畠地については農道拡幅や接道の確保など条件整備を行うことで機械化を推進し、農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化の促進を目指すため、地区内で関係者による話合いの機会を設け、検討を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域農業の担い手の確保を目指し、定年帰農者や親元就農者をはじめとした新規就農者を育成していくため、長野市・長野市農業公社及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

長野市農業公社が実施する農作業委託サービスを活用し、農作業の省力化と労働力の確保を行う。また、地域内の支援組織構築に向けた研究・検討を進める。

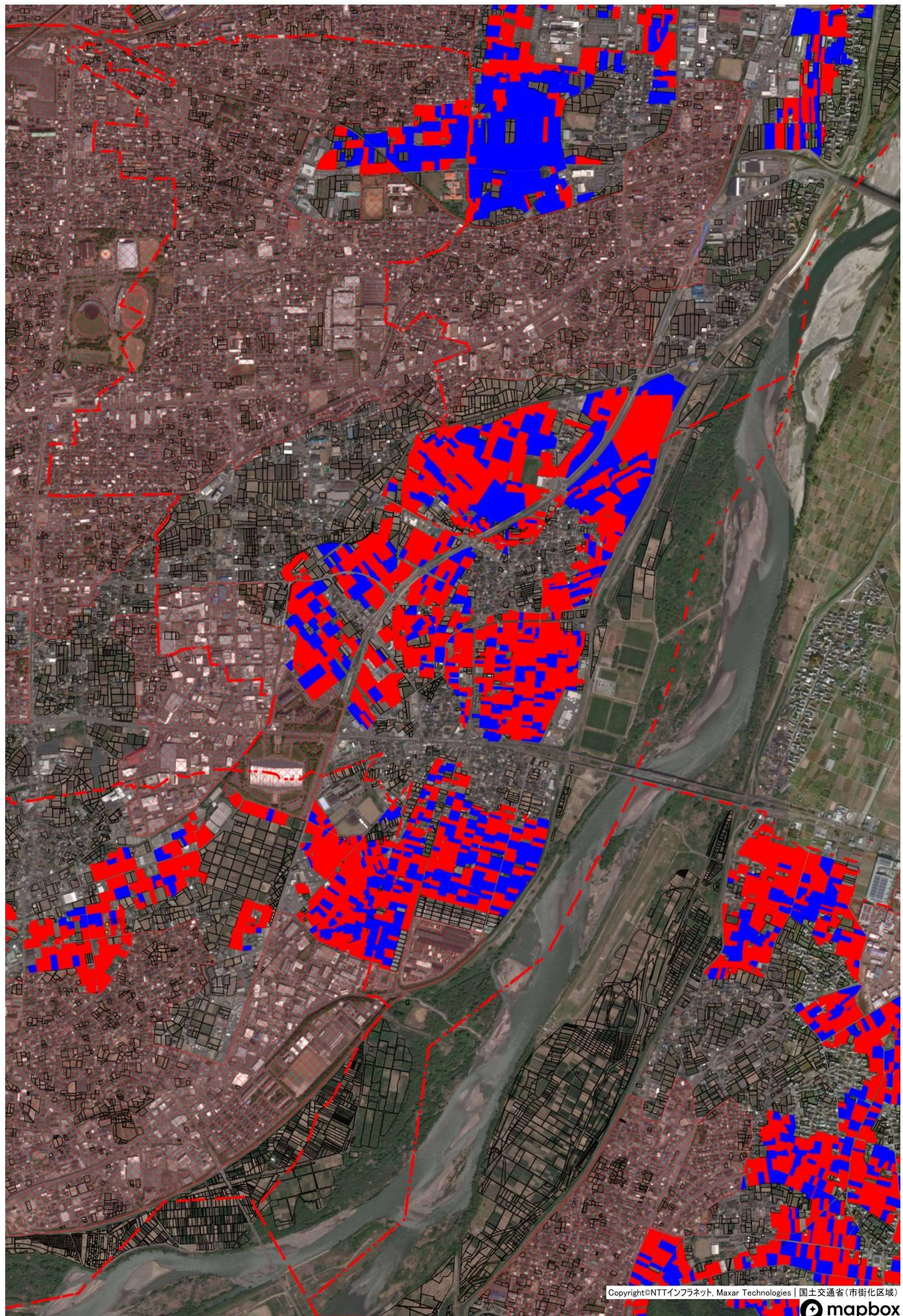
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

○農地の保全・管理に関する取組方針…⑦

兼業農家・定年帰農者及び後継者など多様な担い手による農地の維持管理の継続を図っていく。



青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本上に作成）

※ 話合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）